

平成29年第8回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月12日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成29年12月13日	午前10時00分
	散 会	平成29年12月13日	午後3時10分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

10番	座間味 栄 純	11番	松 川 秀 清
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	平安山 良 信	町 税 対 策 課 長	仲 榮 眞 修
福 祉 課 長	松 本 一 也	保 険 予 防 課 長	崎 原 誠
建 設 課 長	屋富祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊野波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	上 原 正 史
商 工 観 光 課 長	新 里 一 成		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

12月13日（水） 2日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 12番 喜 納 政 樹 議員 2. 14番 崎 浜 秀 進 議員 3. 8番 仲宗根 須磨子 議員 4. 11番 松 川 秀 清 議員

○ 議長 石川博己 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。12番 喜納政樹議員の発言を許可します。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹

1. 町道東浜川線の整備について
2. 子ども子育て支援計画について
3. 学校の施設整備について
4. 子どもの貧困問題について

皆様おはようございます。喜納政樹でございます。トップバッター、通告に従い一般質問を行います。一般質問を行う前に、私の所見を少し述べながら質問に入っていきたいと考えております。

本日も傍聴にいらっしゃった方、議会に緊張感が出て、やはり傍聴に来ていただくというのは我々としてもとてもいいことだと思いますので、今後とも、またあす、あさつと続きますので、ぜひ来ていただいて、当局とそして我々議会の活発な議論をしっかりと拝見していただきたいと思っております。現在、本部町という名前が新聞史上、さまざまな方面で新聞されております。その中で私が思いますのは、町政運営を進める上において法令を遵守するというのは義務であり、当然のことであると私も考えてはございます。しかし、その行政を運営するにあたり、執行するにあたり、町民に対する説明責任を果たすというのは、またそれも1つの責任だと私は思っております。町民に対し真摯に向き合い、できるできない、やるやらない、そういったものをはっきりさせながらも、町民に対し、行政の立場を理解していただき、そしてそれを求める努力というのは行政側には求められるものだと私は考えております。そういった姿勢が今必要ではないかと私は考えております。町長を初め、課長の皆様にはそういった意味も含めまして、しっかりと行政運営を進めるにあたり、町民に対しての姿勢を正し、しっかりと今後とも行政運営を求めたいと考えております。それでは一般質問に移ります。

町道東浜川線の整備についてでございます。本部小学校東門に隣接する町道東浜川線の危険箇所の整備予定を伺いたいと考えております。本部小学校の東門、伊野波側の東門ですね、その前を通っております東浜川線には集中豪雨時に大潮や高潮が重なるとたびたび冠水する危険な箇所がございます。冠水時最大で成人男性の胸の位置まで雨水がたまるような場所であり、大人、子供はもちろん、車両も通行できなくなる事態がたびたび起こっております。このような状況を放置していたため、平成23年の3月議会にて町道東浜川線の整備についてということで、同様の質問を行っております。その後、整備の進展が一向に見られませんので改めて当局のお考えを伺います。

2点目に、子ども子育て支援計画について。去る6月議会の私の一般質問の答弁の中で、中後期に必要な事業の1つとして、放課後児童健全育成事業があるとの認識を示し、実際に現状、本

町での学童事業での待機児童が発生しているということでございます。改めて放課後児童健全育成事業の現況について伺います。

学校の施設整備について。今年度の当初予算で本部町立小学校空調整備設計業務委託料としてクーラー設置のための調査委託料が計上されております。そこでお伺いしたいと思います。学校へのクーラー設置調査の現況と次年度以降の学校へのクーラー設置は可能なのかを伺います。

4点目、子どもの貧困問題について。子供の学習支援対策として、就学援助対象者に向けての無料塾を今年度開校する予定とのことであったが、現況を伺いたいと思います。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いいたします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 おはようございます。喜納議員の一般質問に順次お答えをいたします。

まず、1番目の町道東浜川線の整備の関係でございます。町道東浜川線については、集中豪雨等による既存側溝の排水処理が不十分なため、場所によっては冠水を発生させている状況にあります。冠水改善策として、道路整備による排水対策の事業要望をこれまで行ってきたところであり、この間、平成26年度には東浜川線調査測量設計業務委託を発注し、道路及び排水処理の検討を行ってきております。その結果、冠水の軽減対策事業には沖縄県の関係課との計画調整及び合意形成が必須であり、現在も沖縄県の関係課と事業化に向けて調整中であり、なお、この事業は予算規模がかなりの額になると予測されることから、どうしても県の補助事業、補助メニューを利用しないと厳しいというような状況にありまして、この間、調整が長引いているという原因もあります。

続きまして、2点目の子ども子育て支援計画についてでございます。放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブは、現在、民間事業所の3カ所で実施をしております。各学童クラブの定員数と利用者数は、12月1日現在、ハートぽっぽが定員20名に対し18名の利用、ひかり学童クラブが定員40名に対し34名、こすも学童クラブが定員46名に対し45名となっております。本町の子ども子育て支援事業計画では、学童クラブの設置については4カ所とする予定となっておりますが、新たな学童クラブの設置に当たりましては、子ども子育て会議を開催し、子ども子育て支援事業計画の検証や見直しも含め、今後検討してまいります。

続きまして、子どもの貧困問題についてでございます。無料塾の関係でございますが、無料塾につきましては沖縄県が事業実施主体となって、本部町と今帰仁村の広域において平成29年11月よりハーソー公園内のコミュニティーホールにて週2回開催をしております。事業者は、社団法人教育振興会が3名の講師を配置して、主に宿題や教科書を教材として使用し、振り返り学習を中心に行っているほか、保護者の生活相談にも乗っております。対象者は、要保護・準要保護世帯の児童生徒となっており、定員はおおむね40名を予定しております。なお、12月1日現在、21名の児童生徒が受講しております。以上でございます。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 3点目の学校へのクーラー設置調査の現況、それから次年度以降の学

校へのクーラーの設置は可能なのかという質問に対して、私のほうからお答えいたします。

平成28年12月定例議会における一般質問において、クーラーの設置計画を崎浜秀進議員へ答弁したところでありますが、現在は現地調査、実施設計を行っている状況であります。次年度において文部科学省の補助事業を活用して、本部町内全小中学校の普通教室へ空調を整備する方針でございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは、2次質問に入らせていただきたいと思います。

まず、東浜川線の整備についてであります。この質問に関しましては、先ほども申し上げましたとおり平成23年の3月議会の中で議論もいたしました。当時もこの危険箇所の整備は喫緊の課題であり、議事録の中でも確認をさせていただきましたが、当局も、そして町長の答弁の中でも早急に整備しなければならない箇所であるという答弁をいただいております。それでは、担当課長にお伺いいたしますが、当初、調査委託を入れて調査をするということでありましたが、工法の変更などがあったのかどうか、そこら辺をまず課長のほうにお伺いいたします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

事業を委託に入れているうちに、当初自分たちの考えている排水容量、その辺を加味して道路事業でいける排水でできるんじゃないかということ自分たちは想定していたんですけども、実際、委託を入れてみますと、相当数の雨水があるということで工法変更しないとどうしても水がはけないということで、工法変更という形で委託のほうで出ております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 先ほどの答弁の中で、予算上の面や、そういった面で県の関係課との調整が必要だと、それで長引いているということでございましたが、それではもう一度、課長に説明を求めますが、どういった雨水対策、どういった道路事業でそれを改善していくのか、もしそれが今わかれば、それを説明していただきたいと思います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

採択、ヒアリング等でもやっている中で、道路事業で当初はやろうということであったんですけども、その辺、道路事業の分に関しては、道路事業でやるということであったんですけども、逆に雨水事業のほうの事業費がU字溝ですか、ボックスのほうは道路事業よりも事業費が結構上回って、これは道路事業になじまないということで雨水事業と道路事業に分けて県はやりなれないといけないということで、今その辺を県の下水道課のほうと、県道路管理課の市町村道班のほうとその検討に入っているところであります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 これの、私が平成23年の議会で質問した際に、たしかその年に補正予算で調査委託費がついていたと思います。先ほどの答弁で平成26年に県のほうにそういった関係課に

計画調整、計画をしているということでありましたが、現状、県の中ではこういった状況ですか。今あったとおり関係各部が分かれているようですが、県での調整ぐあいはどうなのかをお伺いいたします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

今年度、本部町が設計した設計書を県の下水道課のほうへ借用を求めて貸し出しをする予定で、その旨を伝えたんですけども、コンサルとの職員資料確認に時間をいただき、連絡があり、現在も確認中で、コンサルの資料が整えば沖縄県下水道課のほうへ資料の貸し出しをやっていく予定であります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 では、課長これは下水道課の事業になるんですか。私が聞きたいのは下水道課と、あと道路工事の部分があるということですので、そこら辺の調整はどうなっているのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

道路事業が県の道路管理課市町村道班、あと雨水事業に関しては県の下水道課のほうであります。現在、その辺、どの事業をどこがやるかというのを県の上のほうで協議中であります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今の説明を聞きますと、実際にまだどこの部がやるか、どういうふうにするかというのははっきりしていない状況が今確認とれました。私の質問から6年、さらに私の前にも平成19年にこの質問は出ています。その間、10年ですね。10年というのは長いですよ。これは県との調整というのも私も理解いたします、いろいろな事業費の件でですね。しかし、10年間もああいう状況にあるというのは問題ではないでしょうか。実際に町長もその場面を見られたという答弁も前回しておられました。一番、私が重要だと思っているのは、向こうが小学校の裏門になるんですが、そこに隣接しているということで、そこを通らないといけないというときに通れない。そして今、アパート、住宅が向こうに、沿線にかなり建ってきていると。そこでの雨水の、大雨の冠水の際に車が出られない。実際にことしも、もう既に車が向こうでとまって立ち往生したというのもあります。実際にその近隣住民の皆様からも毎年のように、恐らく町に対しても要請が来ているかと思いますが、もう私から言わすと、県で、そういう悠長なことを言っていられないのではないかと思うんですが、そこら辺しっかりとはっきりさせるようにする、10年たっているということですので、時期ではないかと思うんですが、そこら辺は町長どうお考えですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

私もその現場はよく知っておりまして、よく通っているところであります。幸いにして昨年か

らことしにかけては台風だとか豪雨というのが少なく、大きい災害には至っておりませんが、いずれにしましても、議員おっしゃるように非常に危険な場所であるし、災害等にとっても危ないと、学校にも近いというような場所でもあります。平成19年から要請もしているが、10年もたっている中で改善がちっとも見られないというような議員のご質問であります。私もそう思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、やっぱり予算規模等を考えまして、町単独での事業というのはなかなか厳しいものがありまして、その辺も課のほうも一生懸命やってはいるんですが、なかなか前に進まないというところもあります。その担当課が県のほうも下水道課と道路管理課ということで、その国の予算の出どころも違うものですから、ただこれ両方がちゃんこしてやる必要があるのではないかという話もあるものですから、どっちが一方でやるということではなくて、例えば雨水と通常の河川の事業と、その辺の兼ね合いもあるようでございます。ただ、いずれにいたしましても、これは優先順位からしても急がないといけないような事業だと私も認識していますので、このあたり別のメニュー、例えば一括交付金はどうなのか、その辺も含めてスピードアップした形で担当課のほうには指示をいたしますので、そういうことで、また逐次議員のほうにも情報も提供しながら進めてまいりたいと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今、町長からもありましたとおり、これは町としての優先順位を上げるしかならないと思っております。まだ何も人的な被害や災害が起こってはおりませんが。そこに住んでいる近隣住民の負担ですね、見えない負担、さまざま聞きますが、そういった町民に不利益をこうむっているという状況は毎年続いておりますので、そこら辺はしっかりと、もう優先順位を上げて、次年度は何かできるような形でしていかないといけないのではないかと思っておりますので、そこら辺はまた当局、そして私、議会の中でも、今の逆を返せば県の合意形成ができればすぐにできるというようなことだと思いますので、そこら辺も含めましていろいろな形でこの東浜川線の整備が進むように優先順位を上げていただきたいと思っております。それでは次の質問に移ります。

子ども子育て支援計画の中の放課後児童健全育成事業について、いわゆる学童クラブ。よく言う学童の件でございますが、先ほどの町長の答弁の中で、各学童クラブの定員数と利用者数がございました。先ほど私が新聞紙上の中でいろいろ、本部町の名前が踊っているということでありましたが、昨日、タイミングがいいのか悪いのかわかりませんが、新聞紙上に、県内での学童待機児童数が最多の848人になったということでもございました。その中に本町20人の待機児童が発生しているという話でもございましたが、先ほどの答弁とこの新聞紙上と、ちょっと誤差があるようなことですが、課長の説明を求めます。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

昨日と本日の新聞紙上のほうに、議員おっしゃるように待機児童の報道がなされております。この数字につきましては、ことし5月に沖縄県が実施した放課後児童健全育成事業の実施状況の

事前調査ということでアンケートされたものであります。この事前調査につきましては、さらに6月に厚労省のほうの実施調査がございまして、その事前調査ということでの数字でございます。その中で調査の項目が5月1日時点の登録児童者数と5月1日時点の登録できなかった児童数という2つの質問となっております。それを各児童クラブに報告願ったところでありまして、だから本部町でいうと3事業所、クラブがありますので、その中での数字となっておりますが、ただ、この20という数字につきましては、ある1つの児童クラブが示した数字であります。この児童クラブの20という数字が後々ほかの児童クラブのほうに流れていった可能性もあるんですね。そこで待機児童という形の、全体の待機児童という形ではなくて、数字的なものだけが一人歩きしている数字なのかと思っております。ちなみに先ほど答弁の中にもありましたけれども、12月1日現在では3児童クラブの空き定員が9名あります。そういったところで20という数字自体もちゃんとした待機児童ということではないと我々は理解してございまして、ただ潜在的な児童、実際には児童クラブを利用したいんですけども、料金面とか、また先ほどおっしゃっていた3事業所ありますけれども、希望する学童クラブに入れなかったという、そういった潜在的な児童数はいるのかと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 では、この12月1日現在では学童に対する待機児童はいないということでございしましたが、しかし、その定員数と利用者数を見ると、やはりこの3園ではかなりいっぱいいっぱいなのかと思っておりますが、この3園に対しての、例えば1人に対しての面積や学童のさまざまな要件などがあると思うんですが、監査とは言いませんが、施設の整備状況、定員数に対しての利用者数、そういった現場での調査というのは、これは福祉課が行うんですか。それとも県が行うんですか、そこら辺を説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

学童にも関連するんですけども、保育所も含めて県の補助事業をいただいておりますので、もちろん県の調査も入るということでありまして。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 福祉課もそれをしっかり把握しているということによろしいですね。現在の学童の状況、それは福祉課も県と一緒にしっかり調査や理解をしているという認識でよろしいですか、課長。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

毎年、保育所のほうの実施検査というのは必ずしもあるということではありませんが、その報告につきましては、もちろん本部町のほうにも提出がございまして。その中で現状、現況等も我々確認しているところであります。ただ、その学童の待機につきましては、今の状況につきましては、個々の事業所での取り扱いになってございまして、例えば受付するなりですね、保育所であり

ますと、本部町の福祉課のほうでとりまとめてどこに配置するという形で数字的な調整は行うんですけれども、この学童クラブにつきましては、ここでの申し込みになるものですから、なかなか数字的なものが見えないということもあります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今、課長から説明があったとおり、県内での学童事業というのは私立民営が多いということで把握しにくいというのは確かにございます。しかし私が思うところ、町内の学童事業というのはかなりぱんぱんな状況だと課長も理解していると思います。なので、喫緊の課題としてやはりもう1園必要だというのは、子育て計画にもありましたとおり、もう1園必要なのかなとは思っております。その中で、それじゃあ、公設のそういった子どもの居場所をつくるのか、それとも民間にそれをもう一つ、私立民営でまたつくってもらうのかという議論が今後なされてくるかと思うんですが、実際に国は今もう学校の空き教室などを使って、実際、教育委員会が放課後子供教室などを行っていますよね。そういったところの教育との連携をなさいたいというような指導もあるかと思うんですが、そこら辺、いかがな状況になっていますか。福祉課長と、あとは教育委員会事務局長にも聞きたいと思います。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

喜納議員の質問の中にもありましたけれども、今沖縄県のほうも民設の推進を進めているところであります。できるだけ学校に近いところ、できれば学校施設内に学童を整備しなさいということの勧めがあります。我々もその状況も踏まえまして、新たな施設につきましてはそういう検討も必要なのかと考えているところであります。特段、急ぐような状況がありましたら、今ある施設、例えば地域にある公民館なども利用してできるのかどうかというものも検討に入りたいと考えております。放課後の空き教室の件につきましては、教育委員会のほうで答弁させていただきます。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

先ほどの件ですけれども、放課後子供教室、これは社会教育部門のほうですね、子供たちの放課後居場所づくりという観点から学校内の空き教室、あるいは地域の公民館を活用した子どもの居場所づくりという観点から活動しております。本町におきましては、本部小学校と健堅区の公民館、そして瀬底小学校の3カ所で子供教室を開催しております。地域のボランティアの皆さん、あるいは退職教員をボランティアで活用して、放課後におきまして勉強あるいはスポーツ、文化的なもの等を実施されておきまして、具体的にいきますと、健堅区におきましては38名の児童が登録されております。本部小学校におきまして58名、あと瀬底小学校におきまして38名の子供たちが登録して放課後、それぞれ回数の方は異なりますけれども、皆さんが子どもの居場所づくりとして我々教育委員会のほうが活動しております。先ほど子供プランとしての放課後児童クラブの件ですけれども、今、文科省を初め、福祉部門のほうからは各学校の空き教室を利用した児

童クラブの活用というのがありますけれども、その辺も福祉課と我々で検討して、空き教室の活用方法とか、あるいは敷地の活用方法として検討中であります。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 学校での空き教室を使っただけのそういった子供クラブというのは、実際に今のところ可能ですか。それがやりきれぬのかどうかというのは現状でいかがですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

あくまでも社会教育部門である放課後子供教室のほうは、ボランティア、無償の教室となっております。福祉部門である放課後の児童クラブ等は有償であります。ですから、県、国としても、先ほど公設民営とありましたけれども、民営にした場合は月謝等が高いということで、国としては学校敷地内を利用した公設のほうで建て、あと民営に委託するという方法をとればコストが安くなるという観点からそれを進めております。ですので、国のほうも一緒にして放課後子供教室、あるいは児童クラブを相互に活用したほうをとってもらいたいという要望がありますけれども、なかなかこれが有償の部分と無償の部分がありますから、その辺も今のところ県内ではそういう活動事例がないかと思っておりますので、もし本土あたり、ただし、都道府県等でありましたらそれを検討して、今後やるような形で持っていければと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 沖縄県内では民設民営というのが、やはり時代の背景上、もうそれが進んできたので、本州本土とは全く真逆な5歳児以上の福祉、保育というのが全く違うような状況になっております。そういったことも含めて、これもいわゆる子どもの貧困の問題にもなっていくかと思うんですね。子ども子育て支援事業計画の中の放課後児童健全育成事業の量の見込み、低学年、高学年の平成29年の量の見込みは低学年174名で、高学年91名、265名なんですね。潜在的な、もしそういった学童クラブに行きたいという子はそれだけ潜在的にいるということなんですよ。実際、今90数名ですよ、なのでもしそういった状況に今後なっていくのであれば、やはり早急にそういったあと1園は必要ではないかと私は思っております。その計画の中であと1園必要ということもあり、答弁の中でも4カ所にする予定ということでございましたが、その4カ所目というのは今のところめどはたっているんですか、今どういう状況なのか説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

4カ所目の設置についてということでもありますけれども、我々のほうで、1地域の公民館を利用しての運営ができるのではないかとということで模索しているところであります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そういった公共施設を使った、恐らくもう待機児童というのは出る出ないぎりぎりのラインなので、そういったものを解消していくのと同時に、先ほどありました私は学校に隣接する形で公設民営の子どもの居場所づくりというのは、これは今後、計画していくこと

ではないかと思っておりますが、そういった中で、これは教育委員会にお聞きしますが、学校の敷地内に公設でつくって民営で放課後健全育成事業などを行っていくという、県内にはまだ例はないということでありましたが、県内であれば県内の一例でもいいですし、本土であれば本土の例を挙げていただければ、可能なかどうかというのを伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員にご説明いたします。

先ほど私が説明したのは、放課後子供教室と児童クラブが一緒になって活動している、要するに学校内の空き教室を使って一緒に、それぞれすみ分けた形でやっているのがないということでありまして、児童クラブに関しては、県内に今のところ10カ所あります。ちょっと説明不足で大変失礼いたしました。10カ所ですね、学校内に児童クラブを設置しているところはあります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 県内にもそういった例があるというのであれば、今後、本町も学校の敷地内、敷地に隣接する形でそういった居場所づくりの施設をつくるというのは、私は必要ではないかと思っております。そういった意味でこの項目の最後の答弁を町長のほうに求めたいと思うんですが、今後、これだけ子どもの貧困の問題や、乳児から保育園、そして幼稚園の預かり保育や今の小学生の学童クラブ、切れ目ない、ライフスタイルに応じた施策を県としては投じるべきだと言っております。本町としてももう予測は平成29年、30年、31年とふえていくばかりであります。そういった意味でも子どもの貧困の連鎖を断ち切るというような形で子どもの居場所づくりの観点からも、学校に隣接した、もしくは学校の敷地内にそういった施設は今後必要になってくるかと思っておりますが、町長はどういう見解をお持ちなのか伺います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員のご質問、大変重要な事業だと私も認識をしております、特に最近は家庭環境等から放課後の児童健全育成事業、とても重要度が増してきていると思っております。議員が先ほど来、ご質問の中にも対象人数、子供たちがふえてくるんじゃないかというお話もありましたし、私も資料を見ているんですが、ふえる予測が、可能性が出てきているかと思っております。ただ、そういう子育て支援事業等につきましては、庁内にあります、役場内というか、関係の、議員ご案内の本部町子ども子育て会議というのがございますので、このあたりでもきっちりと議論をさせて、こういった取り組みが今後必要なのか、議員がおっしゃるような学校に隣接した新たな施設が必要なのかどうか、なかなか今後、箱物というのは厳しいような状況もありますので、何かいい工夫ができないのかどうか、公設の、公営の施設がないかどうか。例えば公民館等、あるいは場合によっては民間の施設を借り上げるとか、そんなこんなも含めて、また各地域のニーズ等も踏まえてしっかり子育て会議あたりで調査検討、議論をさせてしっかりと今後対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今、町長からいい答弁をいただきました。子ども子育て会議ですね、私がこれはもう、恐らく福祉課長は余り聞きたくない言葉だと思うんですが、町長から答弁がありました。まさしくそういったことを議論するのが会議だと思っております。6月に私が質問して、恐らく今年度はまだ開催していないと聞いておりますので、その部分に関しては私は今回何も申し上げませんので、活発化した会議を、会議の中でもんでいろいろな案を出し合って、ぜひいい児童福祉を進めていただきたいと思います。これに関しては喫緊の課題でありますので、学童の部分はしっかりと進めてください。それでは次の質問に移ります。

次が学校の施設整備ですね、先ほどの答弁も、教育長の答弁からもありましたとおり、これまでさまざまな議員が、特に喫緊では崎浜秀進議員がこの学校施設へのクーラー設置というのは急務ではないかということで質問がございました。そういった形で調査費がつかしましたよね。私は調査は終了したと聞いたんですが、まだ一応、そういった調査、実施設計を行っている状況でありますといことですが、まだ何か調査段階ですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

先ほど答弁のほうでは調査状況、途中ということですが、先週あたりに終わって、ちょうど一般質問に間に合う形で結果が出ております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 調査が終了したと、それはいいことだと思います。それでは次年度以降、町内の小中学校普通教室への空調を整備する方針であるという抽象的な答弁でありましたが、どの程度というか、クーラーの設置というのは次年度進めていくのか、それを答弁お願いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

現在、町内に8小中学校ありますけれども、そのうち瀬底小学校に関しては今建設中で、完成したときには全館クーラーという形になりますので、それを除いたところの調査が終わっております。そこで普通教室41教室にクーラー設置ということになります。普通教室においてはクーラー設置しておりますので、普通教室の41学級を予定しております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは次年度から順次というか、41というのは町内の小中学校の普通教室に全て設置されていくという形だと思いますので、それは教育委員会としても子供たちの教育環境整備ということで考えれば、それは頑張ったんじゃないかと。それは我々議会としても、これまで質問してきた議員も、よくやっとな、賞賛に値するものではないかと思っているのではないかと思います。そのクーラーの設置がこれから始まると、先ほど申し上げましたとおり、クーラーというのは子供たちの教育環境整備の1つの手段に過ぎないという考えの中で、それでは教育長に今度は答弁を求めたいと思うんですが、これだけ教育環境整備が整っていくと、教育委員会、教育長として、今後本町の児童生徒に、これから学校建設やさまざまな部分が始まっていき

ますが、教育長はどのように教育施策を今後進めていきたいと思うか、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 12番、喜納議員にご説明いたします。

これまで学校施設の耐震化がおくれていましたので、それに向けて取り組んできたわけですが、現在、瀬底小学校が建設中で、今後、上本部小学校、上本部中学校、小中一貫校に向けて上本部小学校に新たな学校を設置しようということで進めていますけれども、今後はハード面の整備をやると、並行してなんです、やはり子供たちのソフト面のほうをしっかりとやっていかないといけないと思っております。3年ぐらい前から、我々本部町の教育方針として武本部（ブームトップ）というのを教育方針、人材育成の方針に掲げておりますので、そういった本部町の子供たちが心身ともに健康でたくましく成長することができるように、これから進めていきたいと思っております。特にソフト事業の中で子供たちのハワイ短期留学、そういったこともやっておりますけれども、こういったものの効果が出ております。そういうことも含めて今後ソフト面に力を注いでいきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 わかりました。今後とも教育委員会に関しましては、やはり人材育成、人づくりというのは本町の最大の課題であり、命綱でもありますので、しっかりとそういった意味でもソフト事業も今後また充実させていっていただきたいと思っております。もう1つ、お伺いしたかったんですが、今後クーラーを設置していきますが、気になるのがランニングコストの面だと思いますので、そういった面で教育環境整備はしっかりと、学校現場のほうにも責任を持たす意味でもしっかりとクーラーの使用法や節電対策なども求める必要があるのかと思っておりますが、そういった面で教育委員会としてはどのようにお考えですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

確かに5月から10月の間、空調を稼働させるということで、1日8時間としても結構予算がかかってきます。我々として、毎月、校長会、教頭会がありますので、その都度、節約ということと、子供たちにはそういう認識を持ってやってもらいたいと。学校現場においてもその辺を重々周知徹底して、節約の心構えをさせていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そういった意味では、この庁舎内にもありますよね、クーラーの設置温度や期間、そういった規則を決めて、それに準じて学校の現場でしっかりとやってもらうということによろしいかと思っておりますので、それは設置したからそれで終わりということではなくて、そこら辺もしっかりとしていただきたいと思うのと同時に、もう1点、済みません。このクーラー設置に関してもそうですが、本町の議会でもたびたび決議をいたしました、本町に関して町産品の優先使用や町内企業への優先発注という形でそういうものを進めるべきだということで我々は進

めております。そういった中でもこの案件に関してもしっかりと履行していただきたいと思うんですが、そこら辺は教育委員会としてどのようにお考えですか、クーラー設置に関してです。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 12番、喜納議員にご説明いたします。

これは当然、町内にそういった専門の業者がいらっしゃいますので、町内の業者に優先発注すべきだと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 来年6月にクーラーが設置できているように、教育委員会にはしっかりとこれは進めていただきたいと思っております。それでは、次に進みます。

最後ですね、子どもの貧困問題についてという中で、無料塾が、前回6月の私の一般質問の中でそういった答弁が出てきておりましたので、就学援助対象者向けの無料塾を開校するというところで、今回質問させていただきました。先ほど答弁をいただきましたが、これも事業主体が沖縄県子どもの貧困対策事業の一環でなされているものだと私も認識しておりますが、当局としてこの事業にどのような事業効果、本町の子供たち、今参加人数が21名ですよ。定員はおおむね40名を予定しているということでありましたが、どのような事業効果を求めますか。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

無料塾の効果ですけれども、無料塾に関しましては対象者が限定されております。要保護者と準用保護者という形で、言えば低所得者の方々を対象となっております。そういった方々がなかなか塾に通いたくても通えないという状況の中で、普通に塾に通って進学などを、ちゃんと自分が希望する進学、希望がかなうように勉学に励める体制がつけられればと思っております。そういった子供たちが多く進学なりができるように、数字が上がっていくものだと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今、当局としてその事業の効果という説明、説明というか思いみたいなものを聞きましたが、実際、この委託を受けている社団法人教育振興会ですか、そこはそういった県や我々の思いがわかっているのか。この教育振興会としては、実際に今委託を受けているんですが、実績も何もわからないものですから、そこがそういう無料塾の運営がしっかりとできるのかというのはいかがですか。そこら辺、説明をいただきます。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

教育振興会、委託事業を受けている会社ですけれども、一般社団法人ですが、実はその会社は多分この言葉を聞けばどういった事業を展開してきたかわかると思いますが、トリプル・アイとかそういった関連の会社、系列でございます。沖縄県内では大手の進学塾などを手がけているところでありましてけれども、その会社の教育振興会という事業を立ち上げた理念の中に生活困窮者、非課税世帯の学習支援及び指導というものの項目も目標として掲げて事業展開しているところ

です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 わかりました。恐らくこの社団法人は国頭郡区で、ほかに大宜味でやられていますよね、たしかそこもやられているのかなと思って聞いておりますので、そういった中で県の委託事業をやっているということでもあります。そこでこの事業の要件が何個かあったかと認識しているんですが、そういった部分で送迎などのサービスもあるんですか。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 12番、喜納議員に説明いたします。

事業実施に当たりまして、開講するに当たりまして、特に北部地域は広域になりまして、例えば住宅が点在しているということもありまして、また本部町で開催しているハーソー公園につきましても市街地から離れているということもありまして送迎を行っているところであります。送迎につきましても運営費のほうも事業の中に補助金としてあるということですので。失礼しました。補助金ではありません。委託料の中に入っています。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前11時08分)

再開します。

再 開 (午前11時10分)

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 子どもの貧困対策事業という形で、切れ目ない形でそういった事業を行うということ、この趣旨はとてもいいことであり、これは県としても進めるべきだということでもありますから、私はそれは賛成ですが、福祉課、教育委員会に関しましては子供たちがまた今後、しっかりと自立していく上で手助けができるような形でやっていただきたいと思っております。これは一般応募にはならないと思えますけれども、どのような形で対象者に通知しているんですか、どのような方法で受けられる方は審査しているのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

周知に対しては、認定のほうは教育委員会のほうで認定しておりますので、先ほどありました個人情報等があつて、これは福祉課のほうでは郵送できませんので、我々のほうでその対象者に対しては郵送しております。あとその適用は要保護、準要保護となりますけれども、状況に応じては相談ですね、要するにほかの児童生徒がどうしてもそこに行きたいとなれば、相談業務の中で対応してっております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 局長済みません、もう一度説明してもらいたいんですが、その要保護、準要保護じゃなくても相談業務という形でそこに受けられるということですか、今の説明では。その対象者以外も受けられるということですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 そうですね、対象者以外でも例えば受講したいという方が

いれば、その状況を踏まえて受講できる方法があるということを伺っております。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩（午前11時13分）

再開します。 再 開（午前11時14分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 先ほども申し上げましたが、これは総論という言い方をすれば確かに総論の中では県が今、子どもの貧困対策で子どもの貧困を解消するためには必要であるということがありますので、それは積極的に、町としてもそれを進めていくべきだと思っておりますが、何分子供たちのデリケートな部分やプライバシーの部分などもあります。親御さんの部分もありますので、そこら辺はしっかりと教育委員会、福祉課は公平に、いわゆる審査の公平さと子供たちが公平にみな勉学、勉強ができるような仕組みをつくるというのは大切なことだと思いますので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思うと同時に、最後になりますが、この部分で勉強を、今ありました、答弁にありましたけれども、宿題や教科書の教材を使用して振り返り学習を中心に行うと、落ちていかないように振り返り学習をしてそのまま復習させるということも確かに必要ですが、この子どもの貧困の支援をするという形の中では、子供自身がどう生きていくのか、この状況をどのように変えていくのかというような、根幹を育てるという部分も必要だと思っております。これまで求めるというのはなかなかあれかもしれませんが、本町と子供たちの、子どもの貧困の問題を解消するに当たりまして、過去にも松川議員からありました自己肯定感を育てるというのもありましたよね。そういった意味でこれも進めながら、しっかりと教育委員会、福祉課の部分でも本町の子供たちの、先ほどありました武本部の精神の中で教育を進めていくというのであれば、人生を切り開いていく努力、この現状を変えていく努力ができるような子供に育ててほしいと私は願っております。その学習支援がなくなったらまたもとに戻ろうではなくて、自分でできるような努力という、これはもう勉強だけではなくてスポーツやいろんな環境の部分もあると思っておりますが、そういったものを並行してぜひ今後ともやっていただきたいと思っておりますが、最後に町長に今後こういった、我々本部町の子供たちをどう育てていくか、今の議論の中で町長の思いを最後にお聞きして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っておりますが、町長の答弁を求めます。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

先ほど教育長からも武本部の精神で、今後はソフト部門に力を入れていくんだと。私も中学、高校生のハワイへの短期留学の報告会を受けましたが、とつてもすばらしく成長しているなど、堂々としてそういう事業をしてよかったなということをしみじみ感じております。その事業に限らず、ただいま議論にありました無料塾につきましても、県事業ではあるんですが、当然にこれは本部の子供たちのための事業でありまして、積極的に議員が言われる教育委員会やら福祉課やら、しっかりとかがわっていった対応してほしいと思っております。いずれにしてもどの事業でもそうですが、やっぱり行う中でしっかりと検証しながらどうその事業を検証して、

評価をして、次につなげていくか、いい事業に持っていくかということが大事だと思っておりますので、この辺はしっかり職員にもそのような形で進めてもらいたいということで、我々庁内でしっかりとそういう連携をとって取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 石川博己 以上で12番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（午前11時19分）

再開します。

再開（午前11時30分）

次に14番 崎浜秀進議員の発言を許可します。14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進

1. 本部港、本部地区旧塩川港の岸壁使用について

通告してあります一般質問を行います。本部港、本部地区旧塩川港の岸壁使用について。1点目、港の使用許可はどこが行うのか。県なのか、町なのか。2点目、港の管理はどうなっているのか。3点目、石材の運搬量について。那覇空港の石材量と比較して1日当たりどれだけの量になるのか。4点目、環境対策について。粉じん、騒音、振動、交通安全対策はどうなっているのか。5点目、開始時期について。石材の運搬はいつごろか。6点目、崎本部部落前の国道449号を使って本部港（本部地区）への搬入はあるのか。6点についてお伺いしたいと思っています。私が一般質問を通告した後に、町長の対応が沖縄タイムスの記事に出ておりましたので、ほとんどこれと同じ答えですけれども、角度を変えて質問してみたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 崎浜秀進議員の一般質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、本部港に関するものであります。1点目の港湾の使用許可はどこが行うか。県なのか、町なのかというご質問ですが、本部港の港湾施設使用の許可については、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、沖縄県から町へ事務移譲されることができるとされており、それを受けて、沖縄県港湾管理条例の第31条（8）号の規定に基づき、その事務は町に移譲されております。

2番目、港湾管理はどうなっているか。本部港は、県管理港湾であります。沖縄県港湾管理条例の第4章の事務処理の特例の第31条に基づいて、市町村が行うこととされており、例えば岸壁使用許可・荷さばき地使用許可等の港湾管理及び事務処理等は町が行っております。その他の管理事項については県となります。

3点目、石材の運搬量について。那覇空港の石材量と比較して、1日当たりはどれだけの量になるのかということですが、那覇空港建設整備に伴う石材の1日当たりの最大搬出量については2万338トンとなっております。ちなみにこれまでの通常の1日平均が約8,500トンとなっております。今回申請のあります辺野古沖合への予定搬出量は1,610トンとなっております。また過去2年間の実績を見ますと、平成27年の1日平均が5,233トン、平成28年の1日平均が5,695トンとなっております。

4点目の環境対策についてであります、粉じん、騒音、振動、交通安全対策はどう考えているのか。環境対策については、本部港、旧塩川港は塩川の集落が近く、以前から塩川集落と石材搬出業者が環境対策委員会を月に1回程度開催をしており、意見交換を行っております。その中で問題等が生じた場合は両者間の話し合いによって迅速に対応を行っている状況であります。

5点目の石材の運搬の開始時期はいつごろかというご質問ですが、辺野古沖への石材運搬については、岸壁の使用許可を申請者に対して12月11日付で許可をしております。石材の運搬開始時期についての日時までは現在のところ承知をしておりません。なお、使用期間につきましては12月12日から12月31日までとなっております。

6点目の崎本部部落前の国道の使用の関係であります、崎本部部落前の国道449号を使っての石材の運搬については、現在も行われておりませんし、今後も当該道路を使用しての運搬の計画はございません。以上です。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 1点目の港湾の使用許可はどこが行うかということに対しての町長の答弁ですけれども、やはり本部港の港湾施設使用の認可については、地方自治法第252条の17の2第1項の規定によって行われたということですが、この港湾法、これ抜粋して私調べてみたんですけれども、ここにも、31条の中で県から本部町へ移譲されているということが書かれています。県のほうとしては、沖縄県港湾管理条例の中で第2条の2、県が管理する港湾は別表第1のとおりであるということですが、伊平屋村から与那国町まで38の施設があるわけですが、これはほとんど県の港湾管理の中に入っているわけです。その中に本部町は水納港と本部港、塩川港が含まれているわけですが、そういう形で県から管理が譲渡されて町長はこの間の新聞に載っていた、いろんな考えで、法令に基づいて認可をしたということが記載されていましたが、やはり県としてもこれだけの港湾を抱えているわけですから、何らかの指導があつてしかるべきだと私は思うんです。そしてこの2点目の港湾管理はどうなっているかということ聞いたのは、この港湾法と関連して、やっぱり県が指導すべきじゃないかという考え方を持っている。事務的なものは町に移譲したりしても、県はやっぱり指導する立場にあると思うんです。ですからこういう問題を含めて、やっぱり町がどれだけ苦労しているかということは、県のほうも知ってもらって、やはりいろんな形で町と会議をしながら進めなくてはいけないんじゃないかという気がするわけですが、町長この港湾法と県とのこういう指導の問題、これまでにこういういろんな問題があつたのか、そこら辺をお聞きしたいと思っています。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員おっしゃるように、これは本部港を含めて県管理港湾なんです、伊平屋港から祖納港まで。そういった見知から言えば、一部は特例でもって私どもに事務移譲されておりますが、いわゆる港湾全体の、例えば将来の建設計画の中において、例えば埋立申請やら、将来の港のありよう等、そういった基本的な計画も含めて、これはすぐれて県管理港湾でございますので、いわゆる財産

もそうですし、そういった意味では重要な部分は我々に移譲されていないんです。特例でもってされています。きょうは勉強会ではないので簡潔に申し上げますが、そういった意味では、いわゆる申請書の受理やら軽易な部分について移譲されている状況であります。ただ、本部港と運天港については岸壁と荷さばき、2港湾だけは特別に町と村でやってちょうだいと、了解したという感じで移譲を受けているわけですが、ほかの港はほぼ、何と言いますか、軽易な事務処理を移譲されているという状況でございます。それで私のほうも再三再四、県の担当課長、港湾課長ですが、その辺の私が先ほど申し上げました中身についてはお互い了解をしているところでございます。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 今言われた沖縄県港湾管理条例、これは今に始まった問題じゃなくて、昭和47年5月15日、条例第55号で各市町村に配付されております。ですからやっぱり、これだけ年数がたっているわけですから、いろんな問題が起こるということを想定しながら県もやっていかないとけないんじゃないかという気がします。そしてもう1点は、特に港湾法第13条の中で港湾管理者、これは県を指しているわけです。ここには何人に対しても施設の利用、その他港湾の管理運営に関し、不平等な取り扱いをしてはならないということが明記されているわけです。だからこれは色分けすることができないと思うんです。ですからやはりいろんな面で、町は苦慮しながら新聞記事にあるとおり法令に基づき認可をしたということを町長は言ったと思うんです。特にこの記事を見ますと、本部港の管理を町に移譲している立場の県は、本部町の判断でやることだと静観を続けていると。港は県の財産で、本来の所管は向こうにあるんじゃないかと。これはもう法にうたわれているんです。この港湾法の中、それから県の港湾管理条例の中にも、やはり県が管理するということがうたわれているんです。だからやっぱり地方自治、行政を預かるものは法令に基づいてしかそういう許認可はできないわけですから、やっぱりこういう問題についても県にもっと積極的に、前に出てもらって、いろんな意見を言いながら町と調整して努めていくことを町長は今後考えているのかどうか、もう一度、町長考え方をお聞かせください。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいま議員が言われるように、私ども特例でもって事務移譲を受けている立場でございますが、そういった意味からも、やっぱり上位官庁、また港湾管理者である県、あるいは港湾法の所管の国交省等々の指導だとか管理についてのアドバイスを受けていかなければ、取り扱いについても十分に連絡調整をしながら進めていかなければ、その法の趣旨ですか、その法令に基づく中立、公平、不偏不党でいわゆる取り扱いをしなければいけないという部分が、そのときどきの町長の恣意的な考えで行うことはできないということで、その辺はしっかりと踏まえながら県や国と調整しながら、指導も受けながら、担当してまいりたいと思っております。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 しっかり頑張ってください。

それから3番目の石材の運搬量について。これも新聞記事に載っていましたが、1日当た

り700立方メートル、10トントラックの160台ということが記載されておりました。説明のときもそういう説明を受けております。ですからこの運搬量によって多い、少ないじゃなくて、やはり4番目の環境問題に対して塩川集落からも、ここについては特に考えてもらいたいという要望がありましたのでこの質問をしております。粉じん、騒音、振動、交通安全対策についてどう考えているかということですが、町長が答弁したとおり、これはしっかり守っていただいて、集落に迷惑のかからない、南風になると部落にまともにこういう粉じんが飛んでくるわけですから、そういう面も町としてもしっかり向こうと調整しながらやってもらいたいという気がします。

それから5点目の開始時期についても、いろいろ書かれているわけですが、月曜日から土曜日、午前8時から午後5時までということで石材の運搬はやっていきたいということですが、そこについてもしっかりルールを守って、積み込みをさせていただきたいと思っております。

それから6点目の崎本部部落前の国道449号を使って本部港、本部地区への搬入はあるのか。これを聞いたのは、那覇空港に石材を運ぶとき担当者が部落に見えて、向こうで間に合わなければ部落の前を通って本部港からも積み出すから許可してくれという、理事会のほうでそういう説明があったんです。それじゃあ交通安全やいろんな環境面の対策をしてやってくださいということの申し入れをしたことがあります。ですから、このことについては建設課長にお聞きしますが、前の那覇空港みたいに、また向こうに運搬するのが急になって、部落の前の国道を使いたいということが、来ないということを確認できるのか、向こうからの指導がこういう形で、町との調整があったのかどうか、そこら辺、担当課長どうぞ。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、崎浜議員にご説明いたします。

崎本部部落前の国道449号を使っての石材運搬に関しましては、事業者、あと発注者のほうにその旨は伝えて、塩川港があくまでも石材運搬の港だということで、その辺を了承して本部港のほうは使ってほしくないということで、その旨を伝えて、今計画どおり塩川を使うということがあります。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 ただいま建設課長から説明のあったとおり部落の前は使わないということであるわけですが、前みたいに工事が急ピッチで進むようになってここを使いたいということが出てこないように、しっかり向こうと詰めて、また前を通ると環境問題、いろいろなことが起こってきますので、こういうことをしっかり守っていただくよう、向こうと調整をしてください。私はもっと細かく詰めていこうと思ったんですけれども、新聞紙上、私の質問の答えがほとんどこっちに出ているわけです。ですから、確認の意味で今の一般質問を行いましたので、これで私の一般質問を終わります。

○ 議長 石川博己 これで14番 崎浜秀進議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 (午前11時51分)

再開します。

再開 (午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子

1. 本部港（塩川地区）からの辺野古への石材搬送について

議長が許可が出ましたので、8番 仲宗根須磨子の一般質問を始めます。質問事項は、本部港（塩川地区）からの辺野古への石材搬送について。①本部港（塩川地区）の使用に関しては、荷さばき施設使用許可と岸壁使用許可の両方がないと使用できない。にもかかわらず、これまで岸壁使用許可を口頭で済ませていたことに関して理由を伺います。②現在、本部港塩川地区では、荷さばき地に数棟のコンテナハウス、トイレ、ダンプ洗浄タンク等の施設が設置されている。しかしここ3年、沖縄県は港湾施設使用許可を出していない。荷さばき地使用許可だけではできないことをやっているのは明らかに違法行為ではないか伺います。③上記の①、②に関して事実が明らかになった後も12月1日以降、改善が見られない。県からはどのような指導を受けているのか。今後どのように対処していくのか伺います。④辺野古新基地が建設されたらあらゆる被害が想定されます。環境破壊、生活破壊、米軍人による事件・事故、米軍用機の墜落による被害と恐怖等、とりわけ事故率の高いオスプレイが100機も辺野古新基地に駐留することになると全県的に県民が危険にさらされることとなります。この本部町も例外ではありません。町民の命と財産を守る立場にある首長としてどういう見解をお持ちか伺います。以上です。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 仲宗根須磨子議員の一般質問にお答えいたします。

質問のご趣旨は、本部港からの辺野古への石材搬送につきまして、4点ほど質問をいただきました。順次お答えいたします。①の荷さばき地使用の関係でございますが、荷さばき地使用については、従前から使用許可申請に基づいて文書で許可をしております。岸壁使用許可については、本部港では同使用許可は、港湾管理条例等にも許可方法や許可書についての明記、記載がないことからこれまで使用者への迅速な対応等の理由からあつて、これまで口頭のみで許可を行ってまいりました。今回、県に許可方法について確認をしたところ、事務移譲を受けている本部町の判断で対応すべきだが、事務処理上、許可書は出すべきだとの助言があり、私ども検討した結果、今後そのように対応していくことといたしております。今後も本部港での使用許可につきましては、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

②と③は関連をいたしますのでまとめてお答えをいたします。荷さばき地として使用許可書を出している箇所にコンテナ等の施設が現在数棟混在をしております。この件については、沖縄県へ報告しており、今後の対応については、現在、県のほうで調整中であります。なお、荷さばき地使用としての用途に沿う、かなうものであれば、本町で許可できると考える部分があると、これは県の見解でもありますが、それ以外のものについては港湾施設用地での使用許可が当然必要であります。本町では港湾施設用地の使用許可権限を有しないため、県と協議し、是正改善が必要かどうかも含めまして、現在、ご指摘の荷さばき地に附随する施設の取り扱いについては、県

の判断を待ちながら町として適切に対応してまいります。

続きまして、④の辺野古基地が建設されたらというご質問、ある意味、仮定のお話等でもございますが、私の基本的な考え方を申し上げますと、基地から発生する事件・事故に限らず、あらゆる全ての災害や危害から町民の生命、財産を守ることが私の最大の責務と考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 本部町は、本年11月30日に那覇空港滑走路工事及びシュワープ傾斜艇護岸工事のためとして、本部港塩川地区の12月分の荷さばき地の使用申請を許可されました。本部町行政手続条例第5条では、審査基準を定めること、審査基準を機関の事務所に備え付け、その他の方法で公にしておかなければならないと定められています。今回、審査基準が制定されていないにもかかわらず、上記の荷さばき施設、荷さばき地使用を許可した理由をご説明ください。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

荷さばき使用許可の件であります。従来どおり、荷さばき使用許可は30日に出しております。審査基準ですね、制定するのに県との調整もありまして時間がかかって、許可する前につくれなかったのがあるんですけども、従来どおりに、今までやってきたとおりに審査基準がないではあるんですけども、そのまま許可している状況であります。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 今回の本部町長の回答では、港湾施設の使用許可については港湾法、港湾管理条例同施行規則及び審査基準に基づき適正に対応する。審査基準を制定し、公にする。同基準に基づき使用許可審査を行うとされている。しかし審査基準が公示されたのは12月7日です。本部町は11月30日、那覇空港滑走路工事及びシュワープ傾斜艇護岸工事のためとして本部港塩川地区の12月分の荷さばき地の使用申請を許可した。審査基準が制定されていないにもかかわらず、これらの許可を出した理由はなぜかと聞いているんです。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

港湾施設使用許可について、荷さばき地、あと接岸の許可関係についても、これは上位法ですね。港湾施設の使用許可についての上位法、港湾関係法令がありまして、その中で港湾施設を損傷するおそれがあるときなど、公物管理の観点から支障を起こすおそれが高い場合を除いては許可することが適当とされ、特定の船籍や特定の仕向港、仕出し港であることを理由に不許可にすることは何に対しても不平等な取り扱いをしてはならないと規定する、港湾法に抵触することになるので、今回荷さばき地のほうも許可をしております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 不平等とか不公平とかである前に、この審査基準が公示されてもいない段階で許可したのはなぜかと聞いているんです。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 平良武康 仲宗根須磨子議員のただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、当初、その段階では基準がない中で許可したといったようなことについては不適切な部分があったと考えております。ただし、港湾法の趣旨からしたときに、より迅速に、適切に港湾を広く地域住民、国民に利活用させるという前提の中での港湾法の趣旨があります。そういった観点の中から行政サービスのより適切で、その向上のためにこれまで基準がないままにやってきたといういきさつがあります。その件については、私も市町村のみならず、県のほうについてもそういった取り扱いがありまして、今、県の段階、市町村の段階でもこのたびきちんと基準を定める中で今後対応していくということで、是正をしているところでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 県とどのような協議をして、是正をしていくつもりでしょうか。今、どういう段階で話が進んでいるんですか。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 平良武康 たしか県のほうについては、ご存じのとおり、奥港、奥のほうの岸壁の使用許可を出して、その後に県についてもその基準が定められておりますけれども、その後に県の基準と整合性をとって我が本部町にあっても基準を定めたところであります。当然ですけれども、港湾は県の財産であるし、県が基本的にはその管理の主体でなければならないといった認識の中で、どの港湾も県の基準と整合性をとって基準を定めるべきだという認識であるし、県ともそういった協議をしてきたといういきさつがございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 これまでの間、全然そういう審査基準がなく口頭だけで許可されてきたということは、それは本当に本部町の不備であったということを認めていらっしゃるけれども、本当にそうだと思います。一体どのくらいの期間、口頭で許可していたのか。それを知りたいです。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

審査基準ができるまで、塩川港ができて、それからずっとそういう審査基準がないので、審査基準ができるまで審査基準がなかったということで…。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 審査基準がなかったのにずっと許可してきた。それでは、これからは審査基準を定めたので審査基準にのっとって今後はやっていくわけですね、そういうことですね。これまでの行政の怠慢としか思えませんけれども、今後、しっかりと改善していくように求めます。また12月分の岸壁使用許可申請についても、離島、那覇を仕向地としたものについては口頭で許可したと説明されました。しかし、沖縄県港湾管理条例第7条を受けた同施行規則第6条で

は、港湾施設の使用の許可を受けようとするものは、申請書を知事に提出しなければならないと定められています。申請書を提出させることなく口頭で許可したという今回の措置は、これらの定めに抵触していますが、このような措置をとられた理由をご説明ください。岸壁使用許可です、今度は。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

岸壁使用の申請書については業者のほうから出ております。許可をしていないということで…。口頭許可でやっている…。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 口頭で許可したということの理由を聞いております。なぜですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

これまでも岸壁使用に係る分については口頭でやっております。沖縄県港湾管理条例の中の施設の使用許可という中で、港湾施設を使用しようとするものは知事の許可を受けなければならない。許可を受けたものがその許可に係る事項をしようときもまた同様とする。この許可であって、許可書というのが、この文言にもないものですから、口頭ということで今までやってきております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 今、港湾施設使用許可じゃなくて、岸壁使用許可について聞いております。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 平良武康 仲宗根議員に説明します。

船を岸壁につけるということの許可でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、港湾の、岸壁を利活用する県民、国民に、より利活用しやすいような状況をつくるのが行政の務めだと考えます。当然ですけれども、当岸壁については国家、国の財政でもってつくり上げられてきた公有財産なわけですからその公有財産をお使いになって、より活発な経済活動を迅速な形で対応できるような仕組みと状況をつくるのが根本的には行政の役割だと考えます。そういったことで口頭で接岸していただいて、そしてその後にもた許可書をとるとということなど、臨機応変に対応しているという状況でございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 これは岸壁を使用する前に岸壁使用許可書を出すというのが当たり前の規則なのに、なぜそういう、たとえ便宜上であっても規則を破ってやっているということは行政の怠慢ではないですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 仲宗根議員にお答えします。

岸壁の使用についてですが、これまで県の港湾については、口頭でということがずっと慣例でやられていて、そういう背景もあるんです。先ほど私が当初申し上げました、要するに迅速な対応だとか、口頭でやってもそれは行政行為の中に入ると、これは弁護士もおっしゃっておりますし、県もそうした理解もある。ただ、今後、透明性だとか説明責任のバックボーンとして文書でしっかりやるということは、先ほど答弁申し上げたとおりであります。少しばかり戻りますが、審査基準について議員からお尋ねでしたが、県の見解としましては、今回県も11月7日に審査基準をつくりまして、公表したところでありますが、県はそういう説明の仕方をしております。審査基準は従来から審査を用いていた視点等について整理し、沖縄県行政手続条例第5条に基づき、明文化した統一的な審査基準として11月7日付で設定し、公表したものであると。新たな基準を設けたということではなく、これまでの判断に影響を及ぼすものではないと。これは県のコメントであります。そんなことから県も細心の、新しい審査基準11月7日ということで、私どもも県の審査基準に基づき、また県のほうとも調整しながら町の審査基準の設定をして、岸壁使用について今般適切に処理したという考えでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 これまでの行政の怠慢を、これからはちゃんと遂行するように強く求めます。

それでは、次に沖縄県管理条例第8条は、港湾施設の使用料は前納しなければならないと定めています。ところが今までの本部町との話し合いでは、本部町は使用料を前納させていないと説明されています。こうした措置は条例に抵触しており、条例どおり使用料を前納させるよう改められるべきと考えますが、ご見解をお示してください。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

県条例第8条2項のただし書きを適用し、後納取り扱いをしているところであります。港湾施設使用料については、利用者の利便性や事務の繁雑さ等の面から後納取り扱いということであり

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 県条例第8条2項のただし書きを適用し、とおっしゃいましたが、このただし書きの、知事が特に求めた場合についてはどのような場合なのか、具体的に説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

ただし書きは、利用者の利便性や事務の繁雑さ等の面からということであり

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 そのことを知事が認めたんですか、お答え願います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

先ほどの8条の沖縄県知事とあるのは、本部町長ということで、町長のほうでただし書きを取り扱っております。その分に関しては、後納の取り扱いについては県とも話し合ってから後納という形で現在まで来ております。

○ **議長 石川博己** 休憩します。 休 憩（午後2時00分）

再開します。 再 開（午後2時00分）

総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

先ほどの建設課長の説明を若干補足いたします。先ほど後納に関しては県知事の許可ということですが、こちらは県の条例では県知事となっておりますけれども、事務の特例で本町に事務移譲が来ておりますので、その県知事を町長と読みかえることとなりますので、町長のほうで後納料金の取り扱いを判断するというようになっております。以上です。

○ **議長 石川博己** 8番 仲宗根須磨子議員。

○ **8番 仲宗根須磨子** じゃあ、知事の権限が町長に移譲されたという認識でよろしいんですね。

○ **議長 石川博己** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

そのとおりでございます。

○ **議長 石川博己** 8番 仲宗根須磨子議員。

○ **8番 仲宗根須磨子** わかりました。では、次に行きます。

現在、本部港塩川地区のかなりの部分は塩川P c a 製作作業所の看板が出され、安和港棧橋工事のためのプレキャスト製品（スラブ）製作用地として使用されています。名護市の安和港棧橋は民間企業の専用港ですが、公共施設である県所管の港湾が民間企業の施設の工事のため、作業上とされていることは理解できません。ところが本部町はこの民間企業の作業所に対して、本年10月20日以降、荷さばき地の使用許可を出されており、12月分についても安和港棧橋工事のためとして5,800ヘクタールの荷さばき地使用許可を出されました。しかし、荷さばき地使用許可とは貨物の積み卸し、荷さばき等のための一時的な使用を対象としたものであり、このような民間企業の作業所は港湾法で定められている港湾施設には該当しないことは明らかです。沖縄県港湾課も現地を確認した上で港湾施設の利用法としては適正ではないという見解を示しています。なぜこのような民間企業の作業所に対して荷さばき地の使用許可を出されたのか。その法令上の根拠をご説明ください。荷さばき地の使用許可の対象とならないことは明らかですから、使用している業者に対して撤去を求めるべきじゃないでしょうか。さらに、現地には現在、一企業の事務所を含め、数棟のコンテナハウスやトイレ施設、タイヤ洗浄のための洗浄装置などが設置されています。これらが港湾施設であるとするのであれば、県港湾管理条例同施行規則に基づき、知事に港湾使用用地の使用許可を受ける必要がありますが、その手続はされていませんとなっていま

すね。本部町は、これらの施設の所有者に施設を撤去させ、必要な場合は沖縄県に申請手続を行うよう指導すべきと考えますが、ご見解をお示してください。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

荷さばき地の使用についてですけれども、用途に合うものであれば、本町で許可できるという考えもありまして、それ以外については港湾施設用地の使用許可が必要だと思われるので、本町では港湾施設用地の使用許可権限がないために、現在、県と協議しながら是正改善が必要かどうか含めて、現在、指摘の荷さばき地にする施設の取り扱いについては県の判断を待ちながら、町として適切に対応していきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 本部町は港湾施設用地使用許可については、県の許可事項であり、現在、県と協議中であると回答した。でも、現在、現地に設置されている一企業の事務所を含め、数棟のコンテナハウスやトイレ施設、タイヤ洗浄のための洗浄装置等はどのような手続のもとに設置されているのか。港湾施設用地使用許可が必要ではないか。また本部町は安和港棧橋工事のためのプレキャスト製品製作の作業所を荷さばき地使用許可で認めている。このような作業所がなぜ荷さばき地使用許可の対象になるのかお答えいただきたいです。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 平良武康 議員おっしゃるように、多様な活用の仕方がされているという現状があります。どこの範疇までが荷さばき施設としての附帯施設として捉えるのか、どこの部分からは捉えられないかといったようなこと等についても、具体的な部分について、今、県のほうが目下検討の最中にあります。県の考え方に基づいて、県が許可するもの、私どもが、市町村が許可するものに対して分別をしながらこれからの対応に当たるということになります。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 資料によると、荷さばき地の使用許可は図面でちゃんと示されているので、これを見ればどこが荷さばき地かそうでないかはわかると思うんですけれども、こういう図面がありながら荷さばき地を目的以外のことで使用させているということは、これはどういうことですか、よろしくをお願いします。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 平良武康 荷さばき地とは、どう定義づけるのかといったような、港湾法の中でもその定義づけがたしかあったと思います。例えば荷さばき地で使う固定したクレーンの類とか、あるいはまた固定されていないような状況の施設等を含めて、荷さばきに必要な施設設備なども含めて、基本的な概念としては荷さばき地として捉えるというようなことになっております。ついてはどの部分までを荷さばき地の施設として捉えるのかといったような、具体的な部分について、先ほども申し上げましたけれども、県のほうの判断を仰いでいるところでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ **8番 仲宗根須磨子** 県のほうの判断を仰いでいるということですが、このように現在の本部港の港湾施設使用手続には県港湾管理条例同施行規則に抵触する多くの問題があります。本部町はまず、これらの問題を全て整理した上でないと新たな港湾施設使用許可の手続に入るべきではないと思いますが、どうお考えですか。

○ **議長 石川博己** 副町長。

○ **副町長 平良武康** これまで慣例等も含めて、港湾をずっと管理していく中で、決して利用者にご迷惑をかけたといったような事実等はございません。よりの確に、より利活用を促進しなければいけないという1つの立場と、そしてこれまでの中から将来にわたって不適切部分があるのであれば、当然ですけれども、それは議員からも指摘があるように是正しながら、今後より適切に対応していくというようなことが管理者としての立場であります。

○ **議長 石川博己** 8番 仲宗根須磨子議員。

○ **8番 仲宗根須磨子** あらゆる審査基準、そういうものをちゃんと制定したからには、きちんと守っていただきたい。そういうものをすっ飛ばしているような使用許可をするというのは、これはほかのところでは絶対考えられないことだと言っておりました。本部町も法令にのっとり、きちんとした管理をしてほしいと思います。

それではその他、今回の岸壁使用許可について、私たち町民は町長にずっと説明を求めてまいりました。面会も申し入れましたが、なかなか会ってもらえず、1カ月間役場に通り詰めた状態です。真摯に対応してくれないので私たちは文書でこのようなことを出して、文書で回答ということでこういう流れになってきているわけです。そしてその他の要望もあります。説明会の開催についてです。説明会の開催について、本部町は港湾関連法令審査基準等に照らして適正に判断するので、町民への説明については必要ないと考えていると回答しました。しかし、具体的な計画内容を明らかにすること、本部町は今回の辺野古への石材搬送について、その詳細を町民に具体的に説明していない。審査基準には環境を悪化させるおそれがないことという項目があるが、現状では具体的な詳細が明らかにされていないため、環境への影響が判断できない。1日当たり何台のダンプとトラックが石材を港に搬入するのか。石材をダンプから直接台船に積み込むのか、あるいは港に石材を一時的に仮置きするのか。1日当たり何隻の台船、引き船等が塩川港を利用するのかお答え願います。

○ **議長 石川博己** 町長。

○ **町長 高良文雄** お答えします。

議員のただいまの町民への説明会だとか、面談だとかというお話がありましたが、文書でもお答えしましたが、この件につきましては、今までの岸壁、荷さばき地の使用許可、あるいはもろもろの港湾管理移譲、これまでの我々の取り扱いを超える域の取り扱い、それで影響等も含めて、総合的に判断したとマスコミにも出ていたんですが、そういうことで地域の区長と、あるいは塩川の代表者の方には私のほうから直接お話を申し上げております。そういったこと等も含めて、その取り扱いについては私の責任において判断したということでもあります。あと午前の崎浜秀進

議員のご質問にも重なる面もありますが、ご答弁申し上げたとおりであります。細かい数字等については必要であれば課長のほうから説明をさせます。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

数量等ということでありまして、辺野古沖への1日当たり700立米、捨て石、あと10トンダンプの約160台という、地域にもその説明はしております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町長は、港湾関連法令審査基準等に照らして、適正に判断すると言いましたけれども、この適正に判断するという基準が何なのか。町長は町民に説明することなく、面会もすることなく適正に判断するというような、これは私納得できません。町民の声を聞いて、それも参考にしながら判断するのが適正な判断じゃないですか。どう考えますか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

町民のいろんな声があるということも私は承知をしております。ですから、適正な判断というのは事細かくは申し上げませんが、いわゆる先ほども申し上げましたとおり、これまでの港湾使用の範囲内、いわゆる審査基準等の面から審査、判断をしても、これまでの域を超えないというような私どもの判断、私の判断と責任において許可したということでありまして、議員のおっしゃるのもわかるんですが、やっぱり行政というのは迅速に対応しなくてはいけない面もあります。いわゆる審査基準もあって、期日の決定基準の要請手続の20日という期間もございまして、そのような総合的という意味でございまして、このあたりは考えの相違はありますが、私の立場もご理解いただければということでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 今の答弁は全く町民不在の判断と言わざるを得ないじゃないですか。町長のための本部町ではないです。町民のための本部町です。それを忘れてるんじゃないですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 あえて申し上げますが、町民のための行政をしているという信念を持って行政運営をしていることでありまして、私個人のためでは決してございません。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町長個人のためでないならば、なぜ辺野古への石材搬送は速やかに許可したんですか。納得いきません。答弁お願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

午前にも申し上げましたが、これは法令に基づいて仕向港とか荷物の中身の内容等、法令で我々に権限は与えられておりませんので、ですから中立、公平、不偏不党の原則から、いわゆる

その法令に基づいて審査をして、適正に判断したと、そういうことでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町長のこれまでの町民に対する対応はとても公平とは思えませんが、そのこのところはどうか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

これはいろいろ、個々人によって私の行政運営が公平でないと、これは考える方も、指摘される方もいらっしゃるかもしれませんが、私は公平に取り扱っているという信念のもとで運営をしているところでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町民が面会を求めても忙しいとか、1分だけとか、1人だけとか、そういう対応をして、業者がぞろぞろと10名ぐらい来たら会議室に通して対応している。それが公平な対応でしょうか、お答えください。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

今のご質問は、私はよく理解できませんが、業者が来てぞろぞろとか何とか、そういった対応はしたことはございません。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 本当にあったことではあるけれども、町長は記憶がないようですね。もう本部町行政に欠けているのは民主主義ではないでしょうか。町民が説明を求めて建設課を訪ねると1人だけとか3人だけと人数を制限されたり、町長には1人だけと言われたり、全く町民の声を聞く気持ちが欠けていると思います。逆に町が仕事を発注している業者が10人くらいで来ると会議室を使って対応しています。これは事実です。町民は主人公ですよ、町長を初め、職員は説明を求める町民にこそ会議室を使うべきだと思います。建設課や総務課を何回も訪れましたが、一度も会議室に通されたことはありません。いつも廊下で時間がないとせかされて、これでは何のための役場なのか、業者のためだけに職員は働かされるのか疑問です。重ねて申し上げます。町民が主人公です。もっと真摯に町民に向き合うべきだと思います。行政のあり方についてあきれ果てているのでいろいろ言ってしまいましたが、私は説明会をこれからでも開くべきだと思います、町民に対して。そのことについてはどうお考えですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 現在のところ考えておりません。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町民が主人公なのだから、このような重大な問題は十分町民に説明すべきです。ましてや本部町島ぐるみのメンバーはこれまで何回も説明を求めて役場を訪ねています。町の行政をガラス張りにして説明を求められたら、きちんと説明する責任があります。塩川

の港から、辺野古の埋め立て用の石材搬出を町が許可することは軍事基地建設に大きく加担することになります。町の問題だけでなく、沖縄県、日本全体にかかわる重大問題です。平和を願う全ての人々に大きな失望を与えることになります。本部町島ぐるみでは署名活動もしています。その呼びかけの言葉を紹介します。本部町の健全な発展を願って、塩川港の平和利用を守ろう。以上、説明会を開くよう重ねて提案いたします。もし、開く意思がないならそれは民主主義の否定であり町行政の破綻でしかありません。どう考えますか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

先ほども申し上げましたが、いろいろなお考えの方が町民あるいは内外にいらっしゃるわけです。ですから今ご紹介がありましたことについても私は承知をしております。ですから、物理的にそういう方々、希望する方々、面談だとか対応だとかということについては、これは無理があるということと今のところ考えていないということとを申し上げたところであります。議員が再三再四、辺野古へ、辺野古への石材搬出とおっしゃっておりますが、私ども港湾の取り扱いについても先ほどから申し上げており、仕向港だとか港湾の管理法令等に基づけば私の、いわゆる時の町長の恣意的な判断によったらこれは中立公平な原則は担保できませんということで法律があるわけですから、そういったこと等も鑑みて判断しているところでありますので、ぜひそのあたりはご理解をいただければと思っております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町長の恣意的な考えで判断できないならば、あらゆる町民の意見を聞くことが当然じゃないですか、私はそう考えますが、町長はどうお考えですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

私は、町民に選挙でもって選ばれたということで、信頼といいますか、その手続の上で行政を任されているということを感じて、適正に、中立公平に行政運営に当たっていると信念を持って申し上げるところであります。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 今回の件に関しては、公正公平、適切ではないと考えますが、お答え願います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

私は、中立公正、不偏不党の立場で運営をしている、判断をしていることに信念を持って当たっているということを表示いたします。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 私から見れば、みじんも公正、中立ではないと思います。もうここで、水かけ論になってしまいますので、次に進みます。

もし、辺野古に新基地が建設された場合、どういう状況になるか町長は考えたことがありますか。想像できますか、お答え願います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

先ほども申し上げましたが、辺野古に新基地ができた場合というような仮定の話でありまして、私はそのあたりについては想像は私の…、何と申しますか、現在のところは想像はできませんし、それよりもまず、本部町の町民の福祉サービスをどうしていくか、町民の暮らし向きを一步一步前進させるのはどうしたほうがいいのか、どうすればいいのかと、いわゆる子育てやら貧困の問題、福祉、医療、介護サービス、そういうことに私は日夜取り組んでいるということは明言できます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町長が確かにいろんなことに取り組んでいるのはよくわかります、よく頑張っていると思います。しかし、その町長が辺野古新基地ができた場合にどうなるか想像できないというのは、私は想像力の欠如なんじゃないかと思えます。もし、辺野古に新基地ができたなら、いろんな機能を持った基地ができるんですよ。この基地は普天間から移設ではなくて、いろんなあらゆる施設や弾薬庫、オスプレイ駐留、100機も駐留できるいろんな施設ができるわけです。そうするとどうなりますか。今以上に軍用機が飛び交います。本部町も例外じゃないです。県内全域です。きょうの新聞にも載っていましたよね。そうしたら本部町のために一生懸命頑張っている町長が、将来子供たちの上に不安と恐怖をあおるような、その新基地を建設することに加担するというのが私には理解できませんが、町長はどう思いますか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

仲宗根議員のただいまのご質問はよく理解できますが、ただ、私の立場は当初申し上げました、現在の、当面の現実の、きょう、あすの基地から派生する事件・事故のみならず、あらゆる災害や危害から町民を一旦緩急あればどう守るかということがいつも私は頭にあるんですね。地震やら、台風の時期になれば台風、そういう自然災害等含めて、ですからきょうも午前にも普天間基地周辺、学校敷地に飛行機の落下物、ヘリコプターが落ちたというような報道に接しましてもうびっくりしておりますが、ですからそういった意味では当面、抜本的な基地の整理縮小、大幅な整理縮小、これを一步一步どう現実に進めていくか。これは全県の町村会、市長会、県も一緒になって取り組んでいるところでありますが、そういう部分についての、まずは当面、何かあればどう対応するかということで、私は現在、その対応をとということでいつもどうすればいいか、ああすればいいか、頭の中において調整に当たっているつもりであります。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 当面の、目の前にある事件や事故だけにしか目を向けないというのは、将来には全く未来がないということです。今この新基地建設をとめなければ、きょう昼前、普天

間第二小学校に米軍ヘリのCH53のガラス窓が落下したという報道がありました、子供がけがをしたそうです。この間、保育園の屋根に落下物が落ちたばかり、米軍ヘリも高江に落ちました。まさしく1年前のきょうです。名護の安部の海岸にもオスプレイが墜落しました。こういう状況、後世の子供たちにも押しつけることになるんです。今私たち大人が基地建設をとめなければ、町長が今懸念しているそういうこと、ずっとずっと後の子供たちにも押しつけていくことになるんです。それを今とめるという考えはないんですか。この辺野古新基地への石材搬出を許可しないということ1つでも新基地をストップさせる力になるんです。それは考えたことないんですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 ですから再三再四申し上げているとおりでありますが、要するに私は行政の立場と個人的な思想信条、いろいろ思いもありますが、ですから議員がおっしゃるのもわからないでもない。ただ私は、いわゆる港湾管理上、あえて申し上げませんが、行政を適正に判断したということであって、それ以上、いろいろ結びつけてお話されても、それはまた私の個人的な信条の部分ではありますが、それは申し上げるところではありませんし、ですから私の権限の範囲というのがありますので、その辺はぜひご理解いただければと思っております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 県に岸壁使用許可を移譲されているのであれば、町長が県に顔色をうかがわなくても許可を取り消すこともできるんですよね。そういうふうに私は解釈しますけれども。どうお考えですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

私どもは、常に県管理港湾でございますので、県と情報交換、アドバイス、助言、指導もいただきながら進めているわけございまして、その一部を特例で、一部の事務の部分に移譲されていると。議員先ほどのご質問のとおりでありまして、そういう中で県もご案内のとおり県管理港湾は県のほうで許可をしている状況がありますし、ですからこのあたりも非常に、知事もジレンマがあると、じくじたる思いかもしれませんが、私も個人的な思いと法令に遵守して行政運営をしないといけないという部分があるということは先ほど来、申し上げているとおりでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町長は法令を遵守するといいますけれども、法令の上にあるのは憲法ですよ。憲法では生存権が保障されています。何人も幸せに、あらゆる文化的生活を送る権利があると。その権利をもってすればできるんじゃないですか。どうお考えですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまのご質問ですが、憲法の議論につきましては、その議論の答え等については差し控えたいと思っております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 どうして憲法で勝てるという可能性があるのに差し控えるんですか。

最初から拒否しているように思います。そうするという事は、町民の命や財産については重要視していないということになりますよ。いかがですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

憲法の議論をすると、もう際限がないということで申し上げたつもりでありまして、これは議員の言われる部分は論理的にもわかりますが、一地方自治体で憲法議論というのはあんまりそぐわないのかなという感じを持っております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 そぐわないという問題じゃないと思います。憲法が国民を守ってくれるんです。その憲法を使わず何を使うんですか。読谷村の山内徳信さんは憲法を使ってあの読谷飛行場を返還してもらって、今その跡地に役場や公民館、いろんなすばらしい立派な施設が建っています。戦って勝ち取った権利です。それをみすみす使わない、手放す、最初から諦めるという態度は、本当に命と人権を軽視しているとしか思えません。お答えください。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

読谷の事例をおっしゃっていましたが、私は詳しくは承知しておりませんが、憲法を使って立派な村にしたというのは非常に尊敬に値するなと思っておりますが、よく承知していない部分もあります。この憲法とか法律とか、特に法律とか条例も含めて、言わずもがな、釈迦に説法かもしれませんが、これはやっぱり住民から選ばれた国会議員、県会議員、議員の皆さんが法令、法律やら条例をつくるわけですから我々は皆様が決められたいわゆる法律や法令に基づいて行政を担当しているわけですので、特にその法律等に瑕疵があるとかというようなことであれば、それはそれで議論の余地もあるかもしれませんが、現在、私としてはそういうような憲法や法令について、特段瑕疵があるとかというようなことではなくて、決められた法令に基づいて行政を運営しているということでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町長の答弁を聞いていると、まるで早く辺野古新基地ができればいいというふうに聞こえますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午後2時45分）

再開します。

再 開（午後2時45分）

8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 それでは、これ以上、水かけ論になってもしょうがないので視点を変えたいと思います。

きょうは、12月13日です。まさに1年前に安部の海岸にオスプレイが墜落した日です。喉元過ぎれば熱さを忘れる。そういう言葉があるように、事故から日にちがたつとみんな忘れてしまいそうです。それなので私はきょうのこの日にこの一般質問に当たった、どういう因果かもわかり

ませんが、こういう日に当たったことを重く受けとめて、きょうはパネルを準備してきていますが、それを使用してもよろしいですか。それではパネルを見せて説明していきたいと思いません。これは問題のオスプレイです。機体の構造です。私も詳しいことはわかりませんが、何か空飛ぶ棺桶だと思っております。これは去年の12月13日、安部の海岸に落ちたオスプレイです。機体がばらばらです。米軍は不時着と言っています。どう見ても墜落です。これも米軍の捜査の状況、無残な機体ですよ。尾翼の部分ですね。これもそうです。そしてこれは海中から移したオスプレイの残骸です。これも水中から見たオスプレイの残骸ですね。これが空中給油するときのパイプです。そしてこれが米軍が全ての残骸を撤去したと言った後にまだ残っているオスプレイの部品です。水中に残っている。かなり大きなものも残っています。そしてこれも米軍が撤去した後に残っているあらゆる部品、これは市民団体が集めました。ものすごいおびただしい数です。これもそうですね。撤去した跡にこれだけの残骸が残っているんです。これはオスプレイの給油訓練の様子です。さっき見ましたこの大きなパイプですね、これが。これが給油機のパイプです。これからここにくっつけて給油すると。それは手動だそうです、驚いたことに。手動ですから人為的ミスは起こりうるんですよ。そしてこれがプロペラですね。オスプレイは飛行モードでしか給油できないと、回転モードではできないんです。そうすると垂直に回っていますから、パイプをカットする事故率が非常に高いという専門家の指摘です。これはこの部分を拡大したものです。はい、規制線張られています。日本は新聞記者も入れません、報道陣入れません、米軍が全部、我が物顔に安部の海岸を走り回っています。これもそうです。捜査状況。米軍がやっている間、海保は何もできずに沖にいただけです。市民団体が集めている。これはオスプレイが墜落した12月13日から2週間ぐらいたった日、その日もまだ残骸が残っています。そして驚いたことにことしの2月になってもこれだけの残骸が出てきたんです。そしてきょうの新聞を見ると、さらに驚いたことに、まだ残骸が上がってくるそうです、安部の海岸に。米軍は全部回収したと言っています。これが辺野古新基地ができたらの埋立予想図。大浦湾全部、サンゴの海域も全部埋め立てられてしまいます。事故当時のオスプレイのルート、奄美大島の付近で調子が悪くなって、墜落したのがこの安部の海岸です。近くに飛行場もあるのに行けなかったのは、クラスAの制御不能の重大事故だったからだと思います。そしてこれが安部の海岸ですね。ここにオスプレイが墜落しました。民間地まで600メートルぐらい。これはオスプレイが飛ぶ距離にすると1秒で届く距離だそうです。わずか1秒違いで民間地に落ちずに済んだ。その後も、きょうの新聞も皆さん読んでおわかりのとおり、オスプレイが落ちた後もオスプレイのいろんな事故がありますよね。それほど恐ろしい機体です。こういう機体が100機も駐留するような辺野古新基地建設に加担するようなことはぜひともやめていただきたいという、町民の思いです。どうか、この辺野古新基地への石材搬出を町長は撤回してほしい。1月以降も許可しないでほしい。そういう思いを強く訴えて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 これで8番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（午後2時53分）

再開します。

再 開（午後 3 時 01 分）

次に、11番 松川秀清議員の発言を許可します。11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清

1. 町営会館について

議長の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。町営会館についてということで質問をいたします。1、建てかえの予定があるか。2、ホールの設備をどう考えているかということでお伺いいたします。この町営会館は、私の記憶によりますと昭和41年に建てられたと思いません。当時は北部でも大きな建物で、下の市場も集客力のある市場でした。本町以外からも今帰仁村、屋部村、離島3村からのお客さんで盆正月は足の踏み場もない賑わいでした。今では時代に合わず取り残された感じがいたします。建てかえには非常に難しい状況だと思いますが、建てかえの予定があるかどうかお伺いします。次にホールの設備について伺います。ホールの利用は、年間結構な頻度で使われていますが、催し物の町内外からの参加者も数千人にのぼるものと思います。行事のたびに音響の悪さが目立ちます。例えばさきの叙勲の祝賀会、町制施行のお祝いなども音がひどい状況でありました。町の顔として使用されている会館ですので、音響の修理を望みます。どのように考えているかお伺いします。以上であります。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 松川秀清議員の一般質問にお答えします。

ご質問は、町営会館についてでございます。1点目の建てかえの予定につきましては、具体的な計画はまだ持っておりませんが、しかし、本部町会館は昭和41年12月の建築後51年が経過し、老朽化が進んでいる状況であります。今後は老朽化や駐車場不足などの現状を踏まえ、施設のあり方等を検討し、他施設との一部機能の複合化など統合の可能性を模索してまいります。本部町会館1階の町営市場には、現在33の事業者が入居しております。今後の施設のあり方等の議論につきましては、入居者や周辺事業者及び周辺住民等を巻き込んだ、網羅した検討委員会等の設置も含めて今後進めてまいりたいと考えております。

次に設備関係のご質問ですが、同会館の設備につきましては機器の故障があった際に、その都度修繕で対応しております。これは議員のほうからも先ほどありましたが、音響が、私もワジワジするほど毎回ピーピーカーカーして、本当に恥ずかしいと、これは総務課長に言っているんだが、何かあんまり改善がなされていないし、いつも指示をしているんですが、何とかその部分についてでも応急の手当てをしたいと考えております。なお現在、別の面からのお話でございますが、検討を進めてございます大浜の多機能観光支援施設では、いわゆる3館、中央公民館を中心とした3館の新たな機能を持った施設整備ということで、多機能観光支援施設というところで、それを北部振興策で整備しようということで、国とも最終段階の調整の時期に来ておりますが、その施設において500人規模の可動収納式座席のホールの整備を予定しております。座席を収納した際には、ホールの面積が約480平米となり、現在の310平米を相当程度上回る予定であるため、町会館機能が統合され、向上されると期待をしております。また戻りまして、現在の会

館の空調や音響設備については、先ほど申しあげましたほかの施設との競合を踏まえ、現在のところ大規模な修繕は考えておりませんが、必要な修繕については即対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 今、回答をいただきました。町営会館、下の市場の件もですけれども、なかなか難しいなと思います。できた当初というのは周辺に大型商業施設がなくて既製品を売る店として十分な機能を発揮してきましたけれども、今後もそういうふうな感じの既製品を売るような店では全く成り立たないと思いますので、その辺も先ほど町長が言われたように、周辺住民や市場内にいる方々と検討して、どのような形のものにするかというのを進めながらやってもらえたらと思います。

もう一つに、町営会館に変わるスペースができるということでありましたので、本来、本格的な修理を求めようかと思いましたが、それまでの間ありますので、しっかりとその都度その都度直して、ピーピーカーカー言わないような会館にしてもらえればと思いますので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○ 議長 石川博己 これで11番 松川秀清議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後3時10分）